

清須市教育大綱（仮称）の策定方針（案）

1 大綱の策定に係る検討方針

大綱は、「清須市第2次総合計画」及び「清須市教育委員会基本方針」との整合性を確保した内容とし、平成28年度末までに総合教育会議において十分に協議した上で、市長が策定するものとする。

項目	概要
① 清須市第2次総合計画との整合性の確保	<p>現行の「清須市第1次総合計画（改訂版）」では施策の指針として、「歴史・伝統・文化・教育を大切にすまちづくり」を位置付け、文教施策全般の方向性について定めているところである。</p> <p>そこで、平成27年度からの2箇年で進めている、「清須市第2次総合計画」（平成29年度を始期とする）の策定業務と並行して大綱の策定業務を進め、その整合性を確保する。</p>
② 清須市教育委員会基本方針との整合性の確保	<p>清須市教育委員会では、毎年度「清須市教育委員会基本方針」を策定の上、「学校教育」「幼稚園教育」「生涯学習」「生涯スポーツ」について、施策の方向性を定めている。</p> <p>そこで、大綱の策定にあたっては、当該基本方針との整合性を確保する。</p>

2 大綱の期間

平成29年度を始期として、平成32年度までの4年間とする。

⇒ 平成29年度を始期とする清須市第2次総合計画の内容との整合性を図ることに留意しつつ、大綱の策定が平成27年4月に施行された改正法の義務であることに鑑み、なるべく早く策定すべきとの観点から、平成28年度中に策定施行することとする。

また、その期間については、文部科学省から首長の任期や国の教育振興基本計画の期間に鑑み、4～5年とするべきとの示唆があること、及び第2次総合計画の計画期間が8年を想定していることから、その周期に合わせやすいよう4年間とする。（ただし、第2期以降の大綱に係る期間については、その策定業務の過程において、総合教育会議で協議の上、市長が決定することとする。）

3 大綱の内容

- 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策（例：学校の耐震化、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼児教育の充実、生涯学習の充実、文化振興、生涯スポーツの充実等）について、予算や条例等、市長権限に関する事項について、その目標や根本となる方針を定める。
- 「清須市第2次総合計画」の「基本構想」レベルでの整合性の確保を図るとともに、「清須市教育委員会基本方針」との整合性を確保しながら、施策レベルの方針を記載するものとする。

4 策定スケジュール

平成29年4月からの施行を目安に策定を進める。策定までの期間においては、適宜進捗状況を報告の上、市長と教育委員会の意向を調整するため、総合教育会議を開催する。

